

広島県後期高齢者医療広域連合自動車管理規程

平成20年4月25日

訓令第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の所有する自動車，又は賃貸借契約等により広域連合が使用する自動車の管理について，法令その他別に定めがあるもののほか，その安全運行，効率的及び経済的な使用を図るため，必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用車 広域連合が管理する自動車及び原動機付自転車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。）第2条第2項及び第3項に規定する自動車及び原動機付自転車をいう。）であつて，広域連合の使用に属するものをいう。
- (2) 運行管理者 公用車の運行管理を行い，総務課長をもって充てる。
- (3) 整備管理者 公用車の整備管理を行い，総務課企画財政係長をもって充てる。

(運行管理者の事務)

第3条 運行管理者は，次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 公用車の日々の運行計画に関すること
- (2) 運転者の決定変更に関すること
- (3) 公用車及び運転者の状況を把握し，適切な指示を行うこと
- (4) 公用車の配属に関すること
- (5) 公用車の燃料及び潤滑油の補給に関すること
- (6) 公用車の修繕決定に関すること
- (7) 自動車損害賠償責任保険の加入，変更及び廃止に関すること
- (8) その他公用車の管理に関すること

(整備管理者の事務)

第4条 整備管理者は，次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 公用車の点検整備に係る指導及び監督に関すること
- (2) 自動車定期点検整備記録その他の点検及び整備に係る記録簿の管理に関すること

(3) 車庫の管理に関すること

(4) その他公用車の整備に関すること

(運転者の任務)

第5条 公用車の運転者は、法令を遵守し、交通事故等の防止に万全を期さなければならない。

(使用の手続)

第6条 公用車を使用しようとするときは、車両予約票兼運転日誌（様式第1号。以下「運転日誌」という。）に所定の事項を記載し、使用の日時以前に運行管理者に提出しなければならない。

(運転日誌の記載)

第7条 公用車の運転者は、前条の規定により公用車使用後に、運転日誌に所定の事項を記載しなければならない。

(運転日誌の保管)

第8条 運行管理者は、第6条により作成した車両予約票兼運転日誌を車両別に常に整備し、1年間保管しなければならない。

(使用時間)

第9条 公用車の使用時間は、職員の勤務時間内とする。ただし、勤務時間外の使用及び緊急の要件その他特別の事由が生じた場合には、この限りでない。

(整備点検修理の確認)

第10条 運転者は、運行前後に車両の点検を行い、不良な箇所等があったときは整備管理者に報告しなければならない。

2 整備管理者は、前項の規定により報告を受けた時は、運行管理者に修理を請求しなければならない。

3 修理の完了した公用車は、整備管理者の確認を受けなければ使用してはならない。

(事故の処理及び報告)

第11条 公用車を運転中交通事故が発生した場合には、運転者は法令に基づく必要な処置を行うとともに直ちに運行管理者に報告しなければならない。

2 事故の報告を受けた運行管理者は、適切な指示及び処置を行い、事故処理後速やかに運転者に事故報告書を作成させたいうえ、広域連合長に報告しなければならない。

3 運転者は、事故報告後、運行管理者の指示により事故の処理を行うものとする。

(車両の格納)

第12条 運転者は、使用後直ちに公用車の点検を行い、清掃のうえ所定の場所に駐車しなければならない。

(公用車以外の自家用自動車公務使用の禁止)

第13条 運行管理者は、公用車以外の自家用車を公務に使用することを命じてはならない。ただし、広島県後期高齢者医療広域連合職員の自家用車の公務使用に関する規程（平成19年広島県後期高齢者医療広域連合訓令第5号）により自家用車の公務への使用を承認されている場合は、この限りではない。

(公用車の損害保険の加入)

第14条 運行管理者は、公用車について適切な損害保険に加入しなければならない。

(緊急時の制限)

第15条 災害その他緊急のときは、運行管理者は、公用車の使用を制限することができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

予約番号	
------	--

車両予約票兼運転日誌

所 属		希 望 車 種	
予約者名		決 定 車 種	

使用期間	自	年	月	日	時	分	から
	至	年	月	日	時	分	まで
行 先			用 務				
運転者名							
同乗者	(名)		有 料 道 路 使用の有無	有 ・ 無			
走行前距離	km			[ETC・資金前渡]			
走行後距離	km		有 料 道 路 利用区間	～		片道	
走行距離	km			～		往復	
燃 料	リットル給油しました。						

※ 運行前後に必ず点検を実施してください。

点検箇所	点 検 内 容	点 検 結 果		備 考
		運行前異常の有無	運行後異常の有無	
ハンドル	遊び・がた・振れ	<input type="checkbox"/> あり, <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり, <input type="checkbox"/> なし	
ブレーキペダル	踏みしろ・きき具合	<input type="checkbox"/> あり, <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり, <input type="checkbox"/> なし	
サイドブレーキ	引きしろ・きき具合	<input type="checkbox"/> あり, <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり, <input type="checkbox"/> なし	
タイヤ	空気圧・磨耗	<input type="checkbox"/> あり, <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり, <input type="checkbox"/> なし	
エンジン	排気の状態	<input type="checkbox"/> あり, <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり, <input type="checkbox"/> なし	
灯火装置	点滅具合・損傷	<input type="checkbox"/> あり, <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり, <input type="checkbox"/> なし	
警音機	作用	<input type="checkbox"/> あり, <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり, <input type="checkbox"/> なし	
計器類	作用	<input type="checkbox"/> あり, <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり, <input type="checkbox"/> なし	
車両外観	損傷	<input type="checkbox"/> あり, <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり, <input type="checkbox"/> なし	

※異常がある場合は、連絡事項欄に記入してください。

《承認欄》

所 属 長	運行管理者